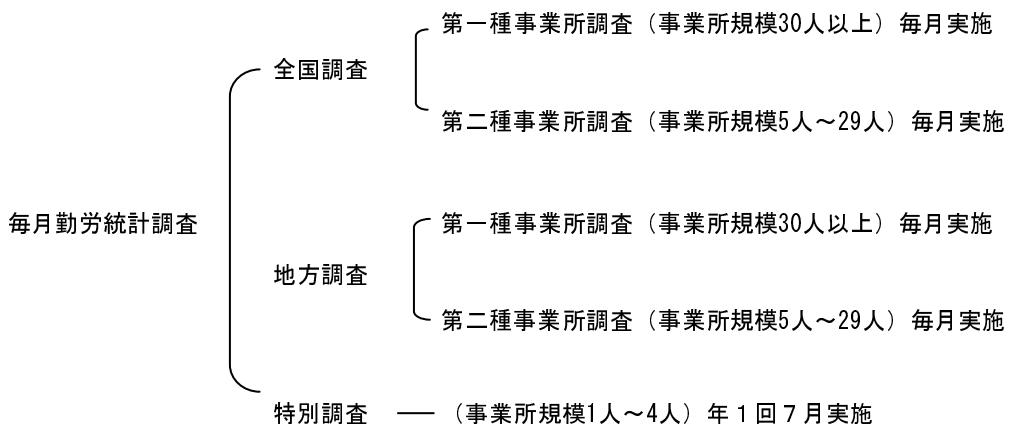


I 毎月勤労統計調査の説明

1 調査の概要

毎月勤労統計調査の歴史は古く、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発している。その後の変遷を経て、昭和19年7月に勤労統計調査令に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後、労働省（現厚生労働省）に移管されて幾つかの改正が行われ現在に至っている。

現行調査の体系は、次のとおりとなっている。



2 調査の目的

この調査は、厚生労働省が所管する統計法に基づく「指定統計調査」（統計法改正により、平成21年4月1日以降は「基幹統計調査」）であり、賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

この調査は「全国調査（第一、二種）」、「地方調査（第一、二種）」、「特別調査」からなっているが、このうち「地方調査」は各都道府県の状況を明らかにするものであり、この報告書は「地方調査」の結果をとりまとめたものである。

3 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用している県内の民営、官営及び公営の全事業所の中から、産業及び規模毎に無作為抽出され、厚生労働大臣により指定された約530事業所について調査を行っている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30人以上規模事業所（第一種事業所）は、最新の事業所・企業統計調査により把握した事業所名簿を母集団として、これを産業・規模別に区分し、区分毎に調査事業所を無作為抽出する。調査の実施方法は、郵送による通信調査及び毎勤オンラインシステムによるオンライン方式である。また、5～29人規模事業所（第二種事業所）は、事業所・企業統計調査から設定された毎月勤労統計調査調査区より抽出された調査区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から無作為抽出する二段抽出法を探っている。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査及び毎勤オンラインシステムによるオンライン方式である。

4 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額等

「現金給与額」とは、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の額のことである。

「きまつて支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、精勤手当、職務手当、超過勤務手当等を含む。

「所定内給与」とは、きまつて支給する給与のうち、超過労働給与以外のものをいう。ここで超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、次の給与のことである。

イ. 労働協約、就業規則等によらないで、一時的または突発的理由に基づいて労働者に支払われた給与

ロ. 労働協約、就業規則等の定めにより支払われた給与のうち、次に該当するもの

(a) 夏、冬の賞与、期末手当等の一時金

(b) 3ヶ月を超える期間で算定される手当等

(c) 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）

(d) 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

「現金給与総額」とは、「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計である。

(2) 出勤日数

労働者が業務遂行のため実際に出勤したことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待時間は含む。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。

「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の、休憩時間を除いた実際に労働した時間である。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等による労働時間である。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計である。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ. 期間を定めずに、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

ロ. 日々雇われている者、または1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇い入れられた者

ハ. 重役、理事などの法人の役員や、事業主の家族である従業者のうち、常時事業所に勤務して、一般従業員と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ. 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

ロ. 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

(5) 賞与

一般に賞与、ボーナスなどと呼ばれている臨時給与のことである。

調査対象期間を夏季賞与の場合は6～8月、年末賞与の場合は11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3ヶ月の調査票をもとに集計する。

「常用労働者の1人平均賞与支給状況」は、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

「支給事業所数比率」は、賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合である。

「支給労働者数比率」は、賞与を支給した事業所における全常用労働者の、全事業所における全常用労働者に占める割合である。

「賞与支給月数」は、賞与を支給した事業所における所定内給与に対する割合を単純平均したものである。

5 結果の算定方法

産業、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数（以下「各種平均値」という。）は、調査票の現金給与額、実労働時間数、出勤日数の各々の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除してもとめる。

産業計、規模計の各種平均値は、調査票の産業、規模別における現金給与額、実労働時間数及び出勤日数のそれぞれの合計に当該産業、規模の推計比率を乗じたものを産業又は規模について合計して各推計値をつくり、次に同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数の平均で除してもとめる。

労働者数については、産業、規模別に推計比率を調査労働者数に乘じ、全体を推計（母集団に復元）している。

6 抽出替えと調査結果の接続方法

この調査は、第一種事業所については、調査精度の維持向上を図るため、事業所・企業統計調査結果を用いて、約3年ごとに調査対象事業所の抽出替え（直近では平成19年1月）を行っている。

抽出替え時点においては、調査結果に時系列的連続性をもたせる必要があることから、新標本（調査対象）事業所と旧標本（調査対象）事業所の両者について重複調査をしている。この結果、新・旧調査では、実数値において、若干の標本誤差が生じることから、指數については過去に遡り接続調整（これを「ギャップ修正」という。）を行っている。

なお、実数値については調整を行っておらず、時系列比較（増減率）は原則としてギャップ修正後の指數により行っている。

7 調査結果の主な利活用の状況

毎月勤労統計調査結果は、別添のとおり、国の各種政策の指針とされるほか、各企業の労務管理や経営のための基礎資料として用いられるなど、各方面に広く利活用されている。

8 この報告書の利用上の注意

(1) 鉱業は、調査対象事業所が少ないため表章していないが、調査産業計には含めている。また、製造業中分類及びサービス業中分類にも調査対象事業所が少ないため表章していない産業があるが、それぞれの合計には含めている。

(2) 指数は、すべて平成17年を基準（平成17年=100）としている。

また、実質賃金指数は、名目賃金指数を奈良県（奈良市分）の消費者物価指数で除したものである。

指数の年平均は、すべて各月の指数の単純平均により算出している。（実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれれについて、年平均をとったものの比率で算出している。）

(3) 入職率及び離職率の算式は、次のとおりである。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{当月增加(減少)推計常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数}} \times 100$$

なお、入職率及び離職率の年平均は、1月分から12月分までの率の単純平均である。

(4) 前年比（対前年増減率）は、指数により算定しているため、実数で算定した場合とでは必ずしも一致しない。

(5) 報告書の中の「比率」については、小数点第二位以下を四捨五入していることにより内訳と合計が一致しな

いことがあります。

- (6) 平成17年1月分結果から、平成14年3月に改訂された日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。
- (7) 報告書の中で、「電気・ガス・水道業」とあるのは「電気・ガス・熱供給・水道業」、「他のサービス業」とあるのは「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

また、製造業中分類の産業名には、次のような略称を用いている。

製造業中分類名	略称	製造業中分類名	略称
食料品製造業	食料品	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
飲料・たばこ・飼料製造業	たばこ	鉄鋼業	鉄鋼
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維	金属製品製造業	金属製品
衣服・その他の繊維製品製造業	衣服	一般機械器具製造業	一般機械
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	電気機械器具製造業	電気機器
印刷・同関連業	印刷	電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス
化学工業	化学	輸送用機械器具製造業	輸送用機器
プラスチック製品製造業	プラスチック	その他の製造業	その他
ゴム製品製造業	ゴム		

- (8) この報告書の中で用いている符号は、次のとおりである。

「 X 」 …… 調査事業所が少ないため公表できないものを表す。
「 - 」 …… 当該数値のないものを表す。